様式第三十四（第２６条関係）

装備移転支援業務監督命令書

番　　号
年　　月　　日

（指定装備移転支援法人）　殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第２４条の規定に基づき、下記のとおり命令します。

記

１　監督命令の内容

２　監督命令の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第三十五（第２８条関係）

装　備　品　等　秘　密 （指定の有効期間　年　月　日 から　年　月　日まで）

（備考）

色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。